

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療機関の指定 (社会福祉課) 一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (同) 一
- 生活保護法による指定医療機関の再開の届出 (同) 一
- 生活保護法による施術者の指定 (同) 二
- 生活保護法による指定施術者の辞退 (同) 二
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会政策課) 二
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (同) 二
- 指定介護療養型医療施設の辞退の届出 (同) 三
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 三
- 農用地利用配分計画の認可の申請 (農業振興課) 三
- 飼料試験結果の公表 (畜産課) 三
- 保安林の指定施業要件の変更の予定(三件) (森林整備課) 五
- 公有水面埋立ての免許 (水産業基盤整備課) 六
- 道路の区域変更 (道路課) 七
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 七
- 土地区画整理事業の換地処分届出 (同) 七

告 示

○宮城県告示第五十九号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十

ページ

号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成三十一年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おおしろファミリークリニック	多賀城市大代五丁目四番三号	平成三十一年一月一日
森消化器内科外科	石巻市新橋五番三十三号	平成三十一年一月一日
やすだ耳鼻咽喉科・アレ ルギー科クリニック	柴田郡柴田町槻木駅西一丁目四番地七	平成三十一年一月一日

○宮城県告示第六十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成三十一年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
大富胃腸科内科	富谷市日吉台二丁目三十四一	平成三十年十一月三十日
やすだ耳鼻咽喉科・アレ ルギー科クリニック	柴田郡柴田町槻木駅西一丁目四番地七	平成三十年十二月三十一日
森消化器内科外科	石巻市新橋五番三十三号	平成三十年十二月三十一日

○宮城県告示第六十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり再開した旨届出があった。

平成三十一年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	再 開 年 月 日
齋藤齒科医院	名取市美田園五丁目十七ー五	平成三十年十二月十九日

○宮城県告示第六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成三十一年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
相澤 一孝	あいざわ接骨院	名取市大手町六丁目三ー一	平成三十年十二月十三日
高橋祐二朗	クレーン整骨院岩沼中央店	岩沼市中央二丁目五番二十二号	平成三十年十二月十四日

○宮城県告示第六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十一条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり指定の辞退があった。

平成三十一年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	辞退年月日
松田 濃	クレーン整骨院岩沼中央店	岩沼市中央二丁目五番二十二号	平成三十一年一月三日

○宮城県告示第六十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者と

して、次のとおり指定した。

平成三十一年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四六〇八九〇〇二三	訪問看護ステーション金上角田市角田字中島上八百八十	医療法人金上仁友会	平成三十年十一月一日

二 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七〇七〇二二〇二	さふらんフィット名取名取市下余田字鹿島十	株式会社バイタルケア	平成三十年十一月一日

三 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七〇二二〇二九八七	有限会社二宮調剤薬局メデイカル部石巻市住吉町一丁目一番六号	有限会社二宮調剤薬局	平成三十年十一月一日

四 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七〇二二〇二九八七	有限会社二宮調剤薬局メデイカル部石巻市住吉町一丁目一番六号	有限会社二宮調剤薬局	平成三十年十一月一日

○宮城県告示第六十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成三十一年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四六〇八九〇〇二三	訪問看護ステーション金上 三田市角田字中島上八百八十	医療法人金上仁友会	平成三十年十一月一日

二 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七〇二〇二九八七	有限会社二宮調剤薬局メデ イカル部 石巻市住吉町一丁目一番六号	有限会社二宮調剤薬局	平成三十年十一月一日

三 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七〇二〇二九八七	有限会社二宮調剤薬局メデ イカル部 石巻市住吉町一丁目一番六号	有限会社二宮調剤薬局	平成三十年十一月一日

〇宮城県告示第六十六号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定を辞退する旨届出があった。

平成三十一年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四二一五一〇〇二七	大崎市民病院鹿島台分院 大崎市鹿島台平渡字東要害 二十番地	大崎市	平成三十年九月三十日

〇宮城県告示第六十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通

所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成三十一年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
〇四五〇七〇〇四〇六	みいんなかよし もりせきのした 名取市杜せきのした 五丁目三十一番四号 1D棟	放課後等デイサービス	株式会社みい んななかよし	平成三十一年二月一日

〇宮城県告示第六十八号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成三十一年一月二十五日から平成三十一年二月八日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 申請年月日

平成三十一年一月十一日

三 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部農業振興課）

〇宮城県告示第六十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成三十年十一月に取去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成三十一年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

安全性に関する検査

平成30年11月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年(月)	試験項目	違反の有無及び違反の内容
協同フアイツシユミール工業株式会社石巻事業所 石巻市	同左	魚粉	65%フアイツシユミール	H30.8	重金属-カドミウム, 鉛, 水銀	無
太協物産株式会社長浜事業所 石巻市	同左	魚粉	60%フアイツシユミール	H30.10	重金属-カドミウム, 鉛, 水銀	無
株式会社稲井塩釜工場 塩釜市	同左	魚粉	60%イナホフアイツシユミール	H30.11	重金属-カドミウム, 鉛, 水銀	無

栄養成分に関する検査

平成30年11月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年(月)	試験項目	違反の内容
協同フアイツシユミール工業株式会社石巻事業所 石巻市	同左	65%フアイツシユミール	H30.8	栄養成分等-粗たん白質, 粗灰分	
太協物産株式会社長浜事業所 石巻市	同左	60%フアイツシユミール	H30.10	栄養成分等-粗たん白質, 粗灰分	
太協物産株式会社長浜事業所 石巻市	同左	太協ギンザケEP 6P (VC強化)	H30.10	栄養成分等-粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	
株式会社サイボク飼料 栗原市	同左	スターター	H30.11	栄養成分等-粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	
株式会社稲井塩釜工場 塩釜市	同左	60%イナホフアイツシユミール	H30.11	栄養成分等-粗たん白質, 粗脂肪, 粗灰分	

(注) 飼料又は飼料添加物の区分の欄中「◎」とあるのは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づき規格適合表示飼料であることを示す。

○宮城県告示第七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十一年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十一年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県七ヶ浜町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十一年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県七ヶ浜町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び七ヶ浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十一年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
遠田郡涌谷町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び涌谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

平成三十一年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 免許年月日

平成三十一年一月十六日

二 免許を受けた者の名称
南三陸町

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

第一種稲淵漁港区域内

本吉郡南三陸町歌津字館浜二二番地に隣接する公有水面

(二) 区域

次の各地点のうち①の地点から④の地点を順次に結ぶ平成二十二年十月二十二日付け宮城県（水整）指令第二十四号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線（DL+1・六〇メートルにより決定）、④の地点から⑩の地点を順次結んだ線及び⑩の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 本吉郡南三陸町歌津字館浜二〇三一番地内に埋設した鉄（北緯三八度四二分四秒、東経一四一度三二分三九秒）を基点A点とし、A点から一九度一八分〇八秒、四〇・六九メートルの地点

②の地点 ①の地点から 四四度三九分二一秒 七〇・〇〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から 一三五度三三分二七秒 三・三四メートルの地点

④の地点 ③の地点から 九度一四分〇九秒 三・二九メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 一五五度一〇分三〇秒 一〇・三七メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 一三五度一〇分一〇秒 一三・八九メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 一二五度一〇分一〇秒 一・八五メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 三一五度一〇分一〇秒 三・八〇メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から 二二五度一〇分一〇秒 六六・一五メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から 一三五度一〇分二一秒 三・八〇メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から 二二五度一〇分二〇秒 一・〇九メートルの地点

(二) 面積
一、四七三・〇二平方メートル（埋立区域）

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

第一種稲淵漁港区域内

本吉郡南三陸町歌津字館浜二二番地に隣接する公有水面

(二) 区域

次の各地点のうち①の地点から③の地点を順次に結ぶ平成二十二年十月二十二日付け宮城県(水整)指令第二十四号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線(DL+1・六〇メートル)により決定)、③の地点から④の地点を順次結んだ線及び④の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 本吉郡南三陸町歌津字館浜二〇三一番地内に埋設した鉄(北緯三八度四二分四〇秒、東経一四一度三二分三九秒)を基点A点とし、A点から一一九度一八分〇八秒、四〇・六九メートルの地点

- ②の地点 ①の地点から 四四度三九分二一秒 七〇・〇〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 一三五度三三分二七秒 三・三四メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 九度一四分〇九秒 三・二九メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 六五度〇九分〇四秒 一〇・〇〇メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 一五五度〇九分三三秒 八・六一メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 一三五度一〇分一〇秒 二二・一二メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 二二五度一〇分一一秒 八四・五七メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から 三一五度〇九分五〇秒 一〇・〇〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から 四五度一〇分一〇秒 五・四八メートルの地点

(二) 面積

二、七九五・〇七平方メートル(施行区域)

四 埋立地の用途

漁港施設用地

○宮城県告示第七十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十一年一月二十五日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十五日

一 道路の種類 県道

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 路線名 石巻女川線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		備考
前A	一・一・八	一・一・八	二、一三〇・六	上記A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後A	一・一・八	二、一三〇・六		
前B	一四・六	一四・六	五、五二七・二	
後B	一四・六	五、五二七・二		

○宮城県告示第七十五号

登米市から登米都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 登米都市計画下水道

2 名称 登米市公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第七十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第一百三十三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

平成三十一年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

石巻広域都市計画事業石巻市新門脇地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 施行者の名称

石巻市

三 事務所の所在地

石巻市穀町十四番一号

四 換地処分の年月日

平成三十年十一月五日